

子どもオンブズパーソン事業の現状と課題

～子ども条例の理念実現に向けて～



健康福祉部 福祉政策課



■ 1. 制度の位置づけと目的

本制度は、令和6年度に施行された「**日野市子どもオンブズパーソン条例**」に基づき設置。

子どもが抱える問題に対して、自らの声を通じて調査・調整・意見表明・是正勧告を求められる仕組み。

子ども条例第16条（相談・救済）に規定される「子どもの権利の擁護」のための中核制度。

子どもオンブズパーソンとは？

子どもがいじめや不適切な扱いなどに対して、自分の声で相談できる“もうひとつの窓口”です。
子どもが安心して相談できるよう、行政の部署からは独立した立場で活動しており、必要に応じて調査や市への提言などを行います。
子どもの権利を守るための、第三者的な専門機関です。

■ 2. 現在の実施体

項目	内 容
実施開始	令和6年度（条例施行：5月）
オンブズパーソン	有識者2名（大学教員・弁護士）
相談対応日	毎月4回、予約制での面談・対応
事務局	健康福祉部 福祉政策課（独立性配慮のため）

■ 3. 令和6年度の相談状況（3月末時点）

項目	内 容
述べ相談件数	6件（うち新規4件）
相談者	子ども本人、保護者 関係者など
相談内容	学校、園、家庭の問題など
年代	未就学児～高校生まで多様

■ 4. 子どもなんでも相談との連携状況

- ・ 制度開始当初は毎月の情報共有会議を開催。
- ・ 対象となる案件が少なく、現在は四半期ごとの定例意見交換に移行。
- ・ 守秘義務や個人情報保護の観点から、双方向の情報共有には配慮が必要。

■ 5. 現状の課題認識

❖ 制度の認知度の低さ

→ 子ども本人がアクセスするのは難しい現状。

❖ 相談窓口の分散

→ 子ども家庭支援センター、エール、学校、オンブズなどが並列的で、わかりづらい。

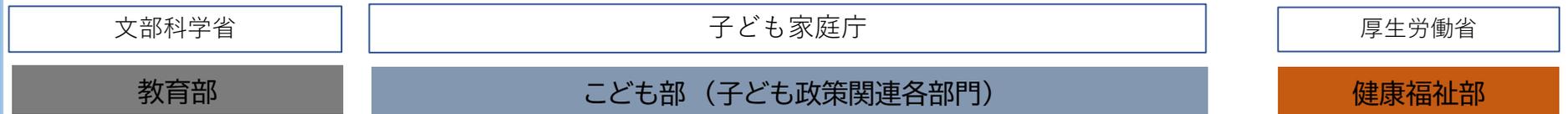
❖ 連携の壁

→ 所管課が異なることで、情報連携の円滑さに課題。制度が孤立する傾向。

(相談・救済)

第16条 市は、子どもの健やかな成長を支援する目的で、子どもが、いじめ、虐待などの権利侵害その他の不利益を受けた場合に、安心して容易に相談や救済を求めることができる体制を整備します。

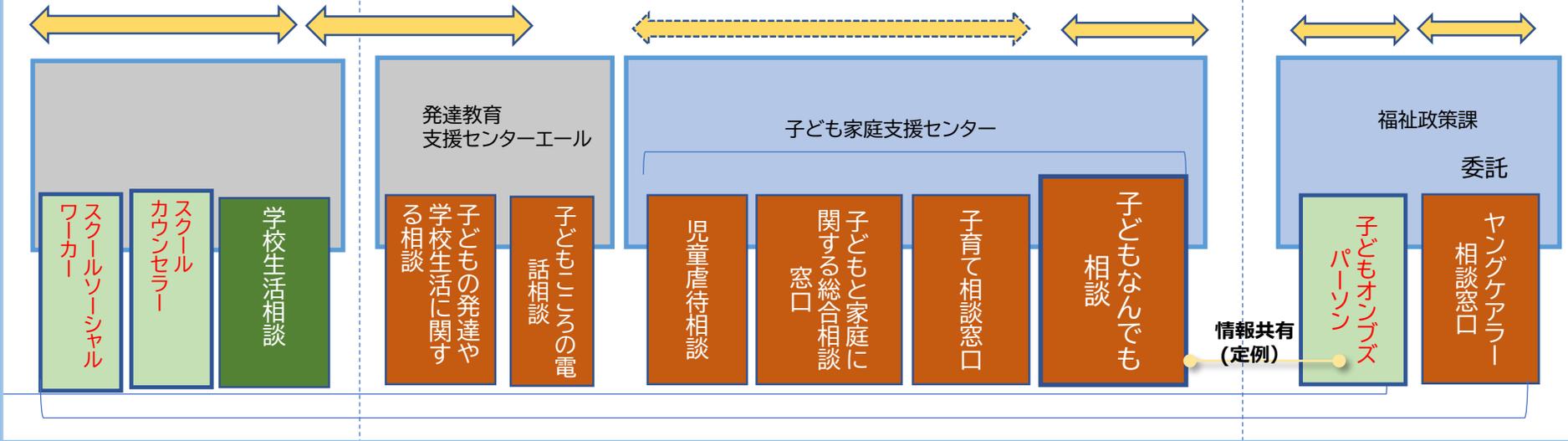
第16条



第9条

情報の分断? / 部門や施策ごとに情報が分断されていないか? ※一方でプライバシーへの配慮や守秘義務等への配慮も求められる

第14条



■ 6. 今後の方向性（子どもオンブズパーソン事務局の視点として）

- 子ども条例の理念に沿って「子どもなんでも相談」や学校、教育委員会など既存の相談資源と有機的に連携し、孤立しない制度へ。
- 「子どもの権利教育」などとの一体的な周知を通じて、子ども自身の“声をあげる力”を育むことも重要。
- 条例第16条・第17条（救済・早期発見）を具体化する体制構築に向けて、連携強化の協議を進めていく。

独立性に配慮しながらも、制度が孤立せず、子どもにとって本当に使いやすい仕組みへ。
条例の理念を実現するための、運用・連携の見直しと共通認識の醸成が必要。